

# 第14回独立行政法人評価委員会

農林水産省大臣官房文書課

午後1時30分 開会

松本委員長 定刻となりましたので、ただいまから第14回農林水産省独立行政法人評価委員会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

開催に当たりまして、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第1項におきまして、会議の定足数は過半数とされておりますが、委員27名のうち現在19名の出席をいただいております。最終的には20名の方に出席をいただいておりますが、現在19名でございまして、本日の会議は成立要件を満たしていることをまずご報告申し上げます。

それでは、本日の審議についての説明及び配布資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。

文書課長 文書課長の佐藤でございます。

本日は、年末のお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。独立行政法人全体の見直しにつきましては、8月末に先生方からご意見をいただきまして、農林水産省の見直し素案ということで取りまとめて、関係のところに提出したところでございますが、その後総務省の政策評価独立行政法人評価委員会や、行政減量効率化有識者会議、こういったところなどにおきまして議論が行われてきたところでございます。その見直しの議論の状況につきましては、11月2日に情報提供させていただいたところでございます。その後12月11日には総務省の政策評価独法評価委員会より中期目標期間終了時の見直し対象法人について勧告の方向性が示されまして、本日はそれを踏まえまして検討した我が農水省としての見直し案を審議していただくこととしております。

独立行政法人全体の見直しにつきましては、現在政府部内での検討が進められておりまして、特に組織形態の見直しの考え方を説明させていただきますが、仮に中期目標期間終了時の見直し対象法人の見直し案が変更になった場合には、改めて委員の先生方に意見聴取させていただきますので、その後見直し案を決定したいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、続きまして本日の配布資料についてご確認をお願いいたします。資料の頭に配布資料一覧、議事次第があるかと存じますが、その後ろに、資料1、資料2、資料3 - 1から3 - 8、資料4 - 1から4 - 12、資料5、それから参考資料ということで、かなりの膨大な資料でございますが、これをご用意させていただいております。右肩にそれぞれ資料番号を付して

おりますので、配布資料一覧と見比べながらご確認いただければと思います。また、資料の最後には中期目標期間終了時の見直しについての農林水産大臣からの諮問文を添付しております。

なお、配布しております見直し案及び整理合理化計画案にかかわります資料につきましては、現在検討中の事項でございますので、これにつきましては委員限りということにさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

松本委員長 また、今回井出委員の辞任に伴いまして新たに小島委員にご就任いただいております。小島先生、どうぞよろしくお願いたします。

小島委員 小島でございます。よろしくお願いたします。

松本委員長 それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

まず最初の議事でございますが、林野分科会の審議の経過及び結果についてでございます。本年8月の評価委員会以降本日までに林野分科会が開催され、業績勘案率などについてご審議をいただいているところでございます。分科会における審議の経過及び結果につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則第9条第3項の規定に基づきまして委員会に報告いただくことになっております。林野分科会の審議の状況については、今回は資料2をごらんいただいて林野分科会からのご報告とさせていただきたい、こういうふうを考えておりますが、この方法でよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

松本委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議事に進めさせていただきます。まず、事務局より、中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについてのご説明をお願いしたいと思います。

文書課法人班長 事務局から簡単にご説明をさせていただきます。

中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しにつきましては、総務省政・独委より示されました勧告の方向性を踏まえまして、農林水産省としての見直し案を策定することになっておりますが、その際、独立行政法人通則法第35条第2項におきまして、中期目標期間終了時の法人の事務・事業等の見直しの検討に当たっては評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。資料の最後に、農林水産大臣から評価委員会あての諮問文の写しをお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、見直し案についてですが、先ほども冒頭でご説明したとおり、もし変更などがございましたら改めて委員の皆様には意見聴取をさせていただき、その後見直し案の決定をしたいと

考えております。

よろしく願いいたします。

松本委員長 さて、見直し案の説明についてでございますが、最初に、法人の所管課より見直し案についてご説明をいただきました後に、意見交換を行うという手順でまいりたいと思います。それでは、まず生産局総務課より、農畜産業振興機構の見直し案について、ご説明をお願いいたします。

生産局総務課長 生産局総務課長の清家でございます。お手元の資料3 - 1に基づきまして、ご説明申し上げます。

1ページ目は、機構の業務としまして、畜産それから野菜、砂糖、でん粉等の主要な食料につきまして、ごらんのような業務をしておるところでございます。詳細は省略させていただきます。

次のページでございますけれども、ここでは機構の組織・業務の主な見直し内容について記載しております。下線部のところは8月末にご提示したものに追加する事項ということであり  
ます。

まず第1点、業務成果の評価につきまして、今後果たすべき役割・使命を明確にする観点から、次期中期目標等におきましてアウトカム指標を含む適切な指標を業務ごとに設定しまして、その成果の評価を厳格かつ客観的に行うということといたしております。

それから、次に業務の見直し関係でありますけれども、まず畜産関係であります。学校給食用牛乳供給事業につきまして、消費拡大、あるいは定着を図る各メニューにつきまして、事業目的の達成度を図る指標をできるだけ具体的に設定いたしまして、不断に見直しを行ってまいります。また、農畜産業振興機構の畜産勘定で保有しております資金につきましては、B S E対策のこれまでの支出実績等々ございますので、こういったことを踏まえて国からの交付金を抑制する。また保有資金のそのことによって資金規模の拡大を抑制するといったこととともに、また、経理の流れにつきましてもわかりやすく開示して透明性の確保を図るというものでございます。

さらに畜産業振興事業につきまして、これまでも効率化に努めてきたところでありますけれども、さらに補助金を効率的かつ適切に活用するといった観点から、事業主体の選定、これは公募方式といったことでありますけれども、そういったもの、その他必要な見直しを実施するというものでございます。

続きまして、蚕糸関係業務でございますが、平成20年度から行われます蚕糸対策の抜本的な

見直しということにあわせて、現行の中期目標期間終了とともに、この機構の業務としては廃止することといたしております。

野菜関係でありますけれども、野菜の需給調整の事業につきまして、現在公益法人が実施している交付金の交付業務等を機構で一元的に行い、効率的に実施しようとするものであります。

情報収集提供業務でございますけれども、これを品目横断的に、かつ国内外一体的に情報収集提供を行うような、そういう組織に再編するとともに、調査テーマの重点化等々、業務の合理化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

次のページでございますが、業務運営の改善という観点で、現在機構の地方事務所が10ございます。これを3つに統廃合するということではあります。残る3事業所につきましても業務実績等を踏まえまして次の目標期間中にそのあり方について検討することといたしております。

それから、給与水準の適正化等々でございますけれども、人件費総額、これは着実に削減するというもののほかに、機構特有の課題としまして、給与水準あるいは管理職割合の引き下げということにつきまして、具体的な効率化目標を設定して、目標達成に向けた取り組みを行うということといたしております。

それから、続いて資金の流れ等の情報公開でございますけれども、国民に対して説明責任を十分果たすというような観点から、機構からの直接の補助対象者といったものに加えて、そこからさらに補助を受けた者の団体名ですとか、あるいは金額等々につきまして、公表するといったことといたしたいと思っております。

最後に、その他業務全般に関する見直しといたしまして、これは他の独法も共通の事項になるかと思っておりますけれども、一般管理費及び事業費にかかる具体的な効率化目標の設定、また随契約の見直し計画に基づく取り組みの着実な実施等々、契約の適正化といったものを推進することといたしております。

農畜産業振興機構の説明は以上でございます。

松本委員長 それでは、次に経営局総務課より、農業者年金基金の見直し案について、ご説明をお願いいたします。

経営局総務課長 経営局総務課長の宮原でございます。私から、農業者年金基金の業務・組織の主な見直し内容につきまして、お手元の資料3-3に沿って説明させていただきたいと思います。

1つ目は、委託業務の効率化についてでございますが、資料の1ページに農業者年金基金の業務を簡単に図示しております。農業者年金の業務につきましては、加入者や受給者が全国に

存在しているため、届出書の受付け、それから内容の審査など、業務の一部を市区町村の農業委員会やJAに委託して実施しております。これらの業務に必要となる委託費は19年度で約24億円となっておりますけれども、この委託業務を今後さらに効率的・効果的に実施していく観点から見直しを行ってまいりたいと思います。

具体的な内容としましては、次の2ページの見直しの概要の委託業務の効率化のところをご覧いただきたいと思います。まず、特別相談活動事業を本年度で廃止いたします。本事業は基金の委託事業の一つであり、都道府県段階の受託機関などに相談員を設置した上で農業者年金に関する相談に対応しておりますが、委託業務の合理化を図る観点から、今回これを廃止するものでございます。しかしながら、今後も受給者などからの相談に適切に対応する必要があることから、廃止後も既存の委託費をより効率的に活用するということによって、引き続き年金に関する相談に対応できるよう工夫してまいりたいと考えております。

さらに、委託費の計画的削減でございますが、そのために委託業務の実施状況や効果の検証を行うとともに、配分基準の見直し等を図ってまいりたいと考えております。

各業務受託機関への委託費につきましては、幾つかの配分基準に基づいて配分しておりますけれども、その中で、業務受託機関が業務を円滑に実施する上で最低限必要となる経費として一律に配分されております、いわゆる定額割部分がございます。今回この定額割部分について、受給権者数や被保険者数に応じて受託機関のランクを区分して、受託機関ごとの業務量をより反映した配分となるよう見直すことを考えております。

次に効率的な制度普及活動の実施でございます。現在21年度までに加入者10万人を目指して加入推進活動に取り組んでおりますが、メリハリの効いた、効率的・効果的な普及活動を実施する観点から、重点的な加入対象者を明確化した戦略プランを作成することを考えております。

また、これまで新規加入者があった場合には、業務受託機関である農業委員会とJA、それぞれに一定の委託費を一律に配分しておりましたけれども、今回の見直しで新規加入に結びついた具体的な活動に応じてそれぞれ配分するということにより、加入推進活動の実績がより直接反映できるような基準に見直すことを考えております。

2つ目は、組織面の見直しについてでございます。現在札幌市と熊本市に連絡事務所を設置して業務受託機関との連絡、事務に関する指導、研修、各種届出書の受理・審査などの業務を実施しております。これまで連絡事務所は業務の効率的かつ円滑な実施に大きな役割を果たしてきたところでありますが、今回、業務運営の効率化の観点から、九州につきましては20年度に、北海道につきましては22年度に、それぞれ廃止することにいたします。

なお、廃止後も業務受託機関に加えまして地域のリーダー的存在となる加入推進部長を中心に、円滑な事業の実施、加入推進活動に支障を及ぼさないよう対応してまいりたいと考えております。

その他、業務実施体制の見直し、給与水準の適正化につきましても、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

3つ目でございますが、保有資産の見直しについてでございます。現在千葉県柏市に職員宿舎を有しておりますけれども、当該施設の利用状況を勘案しまして、20年度ないし21年度中にこれを売却します。

4つ目でございますが、業務全般に関する見直しということで、効率化目標の設定、随意契約の見直しを行ってまいります。これは各法人共通事項でございます。

以上でございます。

松本委員長 それでは、次に林野庁整備課より、緑資源機構の見直し案について、ご説明をお願いいたします。

林野庁整備課長 林野庁整備課長の古久保でございます。資料3 - 5に基づきまして、緑資源機構の関係をご説明いたします。

1ページ目でございますが、これは8月にもご説明を申し上げました機構の業務の関係でございますので、重ねてのご説明は省略をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、見直しの基本的考え方でございます。機構については廃止をし、その事務・事業についてはそれぞれの必要性等を勘案して、取り扱いを定めるということでございますが、まず水源林造成事業につきましては、今後の新規契約について、公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるため、そしてコストの効率性ということも考えて、契約内容・施業方法を見直しながら進めてまいるということでございます。これまでと比べまして伐期をより長期に設定して、さらに伐採の方法も、時間的にも、それから面的にも分散させていく契約としまして、その実現に向けて施業方法を見直しながら進めていくということでございます。

そして、この事業につきましては、設立が予定されております国有林野事業の一部を移管する独立行政法人、これに事業を承継し、新規契約の見直し内容はこういった新しい取り組みを検証しながら、その検証結果に基づいてさらに本格的に導入をしていくということでございます。

緑資源幹線林道事業につきましては、独立行政法人の事業としては廃止をいたします。今後、

国の補助事業として実施するという事で、地方公共団体を実施主体として必要と判断されるものについて継続し得る道を開いているわけですが、今後、地方公共団体が対象区域の森林整備等を促進する観点から、残計画の幹線の整備だけではなくて、必要に応じて柔軟に見直して取り組んでいく。こういうことを認めて行っていく。そのことによって、適切かつ効率的な事業執行、こういったものをしていくようにしてまいりたいという事でございます。

それから、特定中山間保全整備事業、それから農用地総合整備事業につきましては、現在実施中の区域の事業を適正に実施して、この完了をもって事業を廃止をいたします。

海外農業開発事業につきましては、国際農林水産業研究センターにおいて、開発途上にある海外の地域における農業に関する試験・研究等の業務として承継するという事でございます。

組織面でございますが、地方事務所でございます。幹線林道事業の廃止に伴いまして、これを担っておりました全国8カ所の地方建設部、これにつきましては、地方自治体の事業に移管するまでの間暫定的に必要な最小限の保全管理等を行う組織を配置した上で8カ所の地方建設部はすべて廃止をするという事でございます。

建設事業所につきましては、事業完了時に順次速やかに廃止することとしております。

それから、事業実施体制の縮小という事でございます。承継させる残事業の実施について、順次執行体制も縮小をしてまいります。

保有資産の見直しでございますが、職員宿舎について、事業の縮小に伴う人員の状況に応じて、必要性の乏しいものについて順次売却等をいたしてまいります。

それから、機構の廃止、それから事業の見直し、廃止、こういったことに伴う人の問題でございますけれども、これにつきましては、自助努力も行いますし、省としても考えてまいりますけれども、さらにそれだけでは足りない面がありますので、政府全体でも行政改革推進本部事務局で検討していただいております独立行政法人間の人の調整というものを活用していけるような条件整備にも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

松本委員長 それでは、次に農村振興局総務課より、水資源機構の見直し案について、ご説明をお願いいたします。

農村振興局総務課長 農村振興局総務課でございます。

資料3-7でご説明させていただきたいと思っております。1ページ目でございますが、上段の水資源機構の業務につきましては、前回の委員会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

今回の見直しにつきましては、8月にご説明しました今後の見直しに向けました考え方をもとにしまして、政・独委とともに、主管省庁でございます国交省とともに、厚生労働省、経済産業省、農水省の4省と議論させていただきまして、今回再構成させていただいております。見直しとしましては7点にまとめてございます。1ページの下段でございます見直しの基本的考え方の1の内部統制の強化でございますが、これにつきましては、水資源機構発注の水門設備工事にかかわる入札談合行為にOBが関与していたことによりまして国民の信頼を著しく損ねたこと、また、水資源開発施設におけます水門等専門性の高い分野であるがゆえに起こり得るリスクがあることを踏まえまして、内部統制を抜本的強化し、二度とこのような事件が起こらないような体制の整備と信頼回復を図るものとして具体的に講ずる措置を列記してございます。

まず、当面の対応でございますが、退職者も含めた全職員を対象としまして、法令遵守の徹底を図るということでございます。また、一般競争入札方式の拡大等によります競争性、透明性の強化、指名停止の期間の延長等のペナルティの強化等を図っていくこととしてございます。

次にまいりまして、内部統制体制の整備を図るためにコンプライアンス徹底の内外への表明、また倫理懇談会の倫理委員会への格上げ、これは従来に加えまして委員会の意見につきましては理事長が尊重しなければならないという義務を負うということで、権限を強化したような委員会に格上げするというところでございますが、このように強化するというのを考えてございます。

また、コンプライアンス推進責任者の選任、理事長直結の通報窓口の設置、それから、皆様独立行政法人評価委員会への毎年の報告、リスク管理体制の整備、監事の機能強化等々を行っていくこととしてございます。

2ページ目に移りまして、2点目でございますが、事務及び事業の見直しでございます。建設事業の見直しと管理業務の合理化・効率化に分けてございます。まず、建設事業の見直しでございますが、こちらにつきましては当省所管の事業は対象になってございませんが、工事の長期化、事業の増嵩が見られることにつきまして、本来未着工のダム等の厳格な評価の実施、それから、水資源機構がっております自己資金をうまく活用しまして、一時期に増嵩します事業費を支弁するという、特定事業先行調整費制度を活用、関係者間の連携・強化による事業管理の徹底を図ることとしてございます。

右にございます管理業務の合理化・効率化は、機構全体が対象でございます。一層の機械化、電子化の推進、民間委託の拡大等によりまして管理コストの削減を図っていくこととして

ございます。

それから、3点目でございますが、要員配置等の見直しでございます。長期的に建設から管理へ順次移行が見込まれてございまして、本社、支社・局、事務所ごとに要員配置の見直しを行い、出先機関の統廃合を計画的に実施するというようにしてございます。

4点目でございます。今後のコスト縮減に向けた取り組みとしまして、引き続きコスト縮減に向けました方針の策定、達成目標の明確化によります縮減努力の継続とともに、取り組み効果を国民に公表していくこととしてございます。その際、水資源機構以外にもダム等の建設管理を行っております国等の事業実施主体がございまして、これらのコストを比較いたしまして、参考にしていきたいと思っております。

5点目でございますが、積立金の活用でございます。この積立金といいますのは、水資源機構が事業を行う上で財投から借り入れた資金について、財投への償還と利水者から機構へ支払われる負担金との利率等の条件差により生じたもの等でございますが、これを活用いたしまして、将来の金利変動への備え、そのほかに、先ほどございました計画等の実施のための特定事業先行調整費制度、さらにこれから重要になってまいります施設の耐震性の向上、コスト縮減に資する技術力の維持向上のための調査・技術開発、施設の長寿命化のための調査・技術開発、前回委員会でご意見がありました地球温暖化対策等ございまして、これらに資するような施設整備等に活用することを考えてございます。

6点目でございますが、保有資産の見直しでございます。本社、こちらはさいたま市のさいたま新都心にございますけれども、その周辺に宿舍を集約させるということでございます。本社、宿舍以外の未利用宿舍につきましては売却処分、会議所の売却処分等を行うこととしてございます。

7点目のその他の業務全般に関する見直しでございますが、先ほどご説明がありました他の法人と同じように、効率化の目標の設定、給与水準の適正化、随意契約の見直し等を行っていくこととしてございます。

以上、簡単ながら水資源機構の見直しについて、説明とさせていただきます。

松本委員長 それでは、ただいまから意見交換の時間に入りたいと思います。ただいまご説明がありました各法人につきまして、何かご意見・ご質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

児玉委員 緑資源機構の関係で、もう少し詳しく教えていただきたいのですが、2ページ目で、水源林造成事業のところの2番目の丸で、設立が予定されている国有林野事業の一部を移

管する、これは今後新しくこういった独立行政法人がまた設立が予定されているようなんですが、もう少し詳しく説明していただけますか。

林野庁整備課長 現在、国有林野事業は、国の仕事として特別会計で実施をしております。これについて、特別会計制度も見直し、それと同時に国が行っている事業の一部について、今後独立行政法人化もしようという、一般会計化と一部独立行政法人化ということが行革推進法で既に「平成22年度末までに検討する」ということが規定をされておまして、それについて1年前倒して22年度からそういった体制に移ることを目指して検討を今後してまい、そういったことを意味しております。

この水源林造成事業につきましては、緑資源機構が廃止されて、当面は森林総合研究所に経過措置として担当部局を配置をいたしますけれども、その後森林管理のためのこういった独立行政法人が検討されますので、そちらにこの業務についてはさらに実施していくという方を方針としております。

児玉委員 関連なんですけれども、そうすると、ほかの、2ページ目にありますけれども、特定中山間保全整備事業とか、農用地総合整備事業は廃止ということで、これは地方では継続してくれというような運動もかなりあったんですけれども、緑資源がなくなってしまうということで、この事業は引き継ぎしないということ、ここはどこにも引き継がないということなんです、3番目の事業は。

林野庁整備課長 これらの事業につきましては、それぞれ完了までの間経過措置として森林総合研究所で実施してまいります。農用地総合整備事業につきましては、以前から現在実施中の事業をもって廃止ということが方針としてございまして、24年ごろ、あと5年ほどで終了という現地の状況になっております。

それから、特定中山間保全整備事業につきましては、現在3カ所実施中、その3カ所についてはあと6年ほどで終わるんですが、これはもともと農用地整備公団と、それから緑資源公団、この2つが事業が一つになりましたときに農用地と森林双方を専門的に整備する機関ができたのでこういった事業が創設されました。今回緑資源機構が廃止になりますので、そういった双方を兼ねた機能を持つ組織がなくなりますので、重要な政策分野でありますけれども、この事業については現在実施中の区域の完了をもって事業を廃止する。それまでの間は森林総合研究所で管理をいたします、そういうことでございます。

小林委員 海外農業開発事業について、これをJIRCASに統合するとありますが、これは試験研究等の業務の中に再編統合ということですか。この事業の内容というのは試験研究等

の中に含まれるものなのでしょうか。

農村振興局農地整備課長 もともと緑資源機構の中でやっておりました海外農業開発事業、基本的に調査・研究事業でございますので、JIRCASの中の調査・研究という枠の中に再編整理できるというふうに考えております。

小林委員 JIRCASの業務はふえないということですか。JIRCASの事業内容は拡大しないというふうに解釈してよろしいですか。

農村振興局農地整備課長 今のところJIRCASの事業内容は拡大させない。今のJIRCASの事業の内容の中で行えるというふうに考えております。

小林委員 人員はそのままですか。

農村振興局農地整備課長 職員は何名かJIRCASに行っていただきます。事業の種類は変わりませんが、もちろん新しい職員がそちらに行って、今やっている事業もありますので、継続してやる部分、それから新たな事業を始めるということもありますので、事業の量はもちろんその部分拡大いたしますが、事業の内容が拡充するということはないというふうに考えております。

小林委員 そもそもこういう事業というのは決して悪いことをしていたわけではなくて、補助金の使い方が悪かっただけなのです。ですから、事業の見直しに関して、一番見直さなければいけないのは補助金の使い方、補助金の執行は会計検査院が掌握し適正に検査をしなければいけない。独法の運営費交付金を監査する監査法人ではなくて、補助金に関しては会計検査院が責任を持って監査しなければいけない。ですから、今後こういういろいろな見直しをしても、補助金でやる限りは常にそれはつきまとうはずなので、本来であれば会計検査院を改革し、力をつけさせなければいけない。そういうことが背景にあるのではないかと思うのですが、その辺のところはいかがですか。

文書課長 今、先生おっしゃっていただいたお話は、今回の一連の独立行政法人の不祥事なり、独立行政法人の見直しに当たってかなり耳目を集めている中で、国会の中でも会計検査院がしっかりしなければいけないだろうというようなお話は出ておまして、たしか参議院でしたか、それを踏まえて会計検査院が独立行政法人に対する監査というものを緊急にやり始めたというようなことも聞いておまして、先生おっしゃったような方向で世の中というのは流れているんじゃないかというふうに考えております。

松本委員長 そのほかにどうぞ。ございませんか。

それでは、そのほか特段のご意見がございませんので、見直し案の今後の取り扱いにつつま

しては、私に一任とさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(異議なし)

松本委員長 ありがとうございます。もし見直し案に大きな変更がございましたら、委員の皆様方に改めて意見聴取をいたしたいと思いますので、どうぞその節はよろしく願いいたします。

それでは、当委員会といたしましては、そのように対処することといたします。

これで第1部を終了いたします。第2部に移ります前に、ここでいったん休憩をいたしたいと思います。5分間の休憩を挟みまして、次は2時15分からにしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

午後2時08分 休憩

午後2時15分 再開

松本委員長 それでは、議事を再開いたします。

第2部の審議は、中期目標期間終了時の見直し法人以外の整理合理化計画案でございます。事務局より説明をお願いいたします。

文書課長 それでは、事務局から説明させていただきます。

現在整理合理化計画につきましては、政府部内の検討が進められておりまして、本日は現在の見直しの考え方を説明させていただきたいと考えております。

まず、私から、11月27日に、行政減量効率化有識者会議で取りまとめられました指摘事項について、説明いたします。これを踏まえまして、整理合理化計画が策定されることと相なるわけでございます。

まず資料4-1をごらんいただきたいと思います。本体は厚いものがございますので、概要ということで1枚紙でまとめさせていただいております。まず、大きく4つに分かれまして、1つは総論的なことでございますが、独法の整理合理化計画の策定に当たりまして、まず1つは、8月にも申し上げたかと思いますが、法人の廃止あるいは民営化ということで、ゼロからのスタートということで、国民にとって独法の組織あるいは事業が真に不可欠なものであるかどうかといった観点から、見直しをいたしまして、不可欠でないものは、これは廃止する。残る業務についても見直しをかけまして、縮小あるいは必ずしも独立行政法人でやる必要のないものは民営化するといったようなこと、あるいは効率化、こういったことを推進するということになっております。

また、先ほど民営化のことをちょっと申し上げましたが、特に国からの財政支出への依存が

ない法人については、民営化あるいはその中で具体的には100%政府出資の株式会社化、こういうようなことで競争原理の導入などができないかといったようなこともうたわれたところがございます。

番で、統合、他機関・地方への移管ということで、類似業務を行っている法人、あるいは融合効果の見込める研究開発法人、あるいは小規模な法人については他法人や他機関への統合、または地方に親和性のあるものは地方への移管、こういったことを実施するということが方針として打ち出されております。

2つ目が、今度は独立行政法人の存続した場合の効率化に関しまして講ずべき横断的措置ということで、これは今年の春の国会でかなり議論になりましたが、独立行政法人の契約については原則競争入札ということにするということでございます。具体的には、随意契約ができる限度額につきましては、全法人につきまして、本年度中に国と同じ額の基準に設定するということが措置することが盛り込まれております。

それと、番にございますが、こうした入札・契約の適正な実施あるいは情報開示の状況について、監事あるいは会計監査人による監査、あるいはここでもご議論いただいておりますが、各省の評価委員会、こういったところにおきまして事後評価を行いまして、厳正にチェックするといったことがうたわれております。

それと 番でございますが、人件費総額の削減を着実に取り組むということと、ラスパイレス指数の改善等の給与水準の適正化といったことが盛り込まれております。

3番目が、今度は独法の自律化に関し講ずべき横断的措置ということでございまして、現在独法の長の任命につきましては担当大臣が行っておりますが、内閣の一元的な関与を強化するということがうたわれております。同様に、監事、あるいは各府省評価委員会の委員のメンバーの任免につきましても内閣の一元的関与を図るといったようなこと、あるいはいわゆる天下り問題ということで、独法から関連法人への再就職につきまして、そのあり方を検証していくということでございます。

それと、番では、内部統制のあり方、あるいは監事のあり方について、第三者の専門的知見も活用しながら検討していくということになっております。

それと、番でございますが、事後評価のあり方につきまして、お手盛り評価と言われるような、そういうような批判を受けないように改善するということが、第三者の専門的知見も活用しながら検討していくといったことがうたわれてございます。

それと4番目が、先ほど整備課長から話がございましたが、特に緑資源機構の廃止に伴いま

して、相当数の職員の雇用の問題が発生いたします。その場合には、農水省だけではなく、政府全体で独立行政法人あるいは政府関係機関等での受け入れ措置、こういったものを横断的に行いまして、雇用の確保に努めていくといったようなこと、そして先ほどございましたが、緑資源機構からいろいろな独立行政法人に行くわけですが、その場合には総人件費の一律5%の措置が適用されますとなかなか受け入れることが困難でございますので、そうしたルールについて除外することを整理することがこの中で述べられているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

松本委員長 それでは、個別の法人ごとの整理合理化計画案の考え方について、法人の所管課から説明をお願いしたいと思います。それでは、最初に消費・安全局総務課より、農林水産消費安全技術センターの整理合理化計画案の考え方について、ご説明をお願いしたいと思います。

消費・安全局総務課長 それでは、消費・安全局総務課長でございますが、資料4-2というものをお配りしております。農林水産消費安全技術センターの整理合理化計画案の考え方ということでお出ししております。

農林水産消費安全技術センターは、ご承知のとおり農林水産消費技術センター、農薬検査所、肥飼料検査所、これを統合いたしまして本年の4月から新たに発足しております。この資料に書いてございますけれども、肥料、土壌改良資材、農薬、飼料、飼料添加物、食品と、農場から食卓までの一連の過程を対象に検査業務を一体的に実施していき、技術で食の安全に貢献する法人ということでスタートしております。

下の丸に書いてありますけれども、それぞれ検査・分析技術のノウハウを結集したり、あるいは一体的な精度管理、検査分析能力を向上させていく。あるいは消費者などへの情報発信を一元的にやっていく。あるいは緊急時には総力を結集していく、こういうような考え方で4月に発足しております。

一番下に4つ枠を囲ってございますけれども、例えば牛ミンチの事案、今年6月、7月とございましたけれども、こういうような問題が出ましたときにはプロジェクトチームを立ち上げてまして、牛のひき肉の加工食品についてPCR法に基づく分析など、こういうような緊急調査の対応をしてきております。それ以外におきまして、先ほど申し上げましたような分析・技術、これを統一的に効力を発揮していこうということでやってきております。

そこで、2ページ目に整理合理化計画というものの、今まで8月にお示ししておりますのが右側にございますけれども、先ほど全体の総括にもございましたけれども、従来の業務の効率

化を実施していこうということによってやってきております。右側の下の四角の赤のところにございますけれども、8月末に提出いたしました整理合理化計画では、組織面では今度神戸のセンターを改築して大阪なり岡山事務所、これを新しく建て替えました神戸センターにまとめる、こういうような計画をもってきておりますので、その内容を提出しております。

それから、北海道では小樽と札幌と、こういうような2つに分かれておりますので、これも統合した法人で事務所、これを合理化できないかということで、平成22年度末までに小樽を廃止いたしまして札幌に機能を集約していこうという、組織面の見直しを整理合理化計画の中からは出しております。

ほかには、一般管理費を削減していくということ、あるいは神戸センターを建て替えたいましたら、現在の神戸センターを売却していく。あるいは、業務面では生系のJAS格付は平成21年2月末限りということになっておりますので、それも廃止いたします。あるいは、民間委託できるものについては業務を委託する。こういうものを8月末の段階では整理合理化計画の中に出して提出してありました。ところが、最近いろいろ報道等ございますように、国民生活センターと農林水産消費安全技術センターのJAS法部門を統合してはどうかというような話が出てきております。それに対しまして、我が方は基本的考え方はありますけれども、先ほど申し上げましたように、今年いろいろと食品をめぐる事故、事件、こういうような多発を受けまして、消費者の食品に対する信頼を確保していくことがとても大事な仕事であるということで、農林水産消費安全技術センターも対応してきております。また、福田総理の指示の「安心で質の高い国づくり」の中でも、「食の安全」なり「消費者の信頼の確保」が求められているということで、これらについても積極的に対応してきているということを説明してきております。

また、11月10日に農林水産大臣が消費者との意見交換会、京都で意見交換をしたわけですが、この中でも表示に関するいろいろな意見が数多く出されました。この中でも農林水産消費安全技術センターの役割は重要であるというようなご意見も提出されております。こういうようなことも踏まえまして、食品表示の立入検査、農林水産消費安全技術センターが国なり農政局の職員と一緒に立入検査をいたしまして、その表示が適正であるかということと、それから先ほど申し上げました食品を持ち帰りましてDNA分析、こういうものをして、JAS法が適正に守られているか、こういうことを検査しているということも説明してきております。

また、11月7日には警察と農林水産省なりも連携強化して、関連施設に対しては一緒に同行するとか、農林水産省と警察、あるいは警察が入るときもセンターの職員も専門技術的知見を

持った人間として一緒に行く、こういうことで公務員型の職員として立入検査業務を行う、こういうことを実際にやってきております。こういうことも内閣官房行革事務局にもいろいろご説明を申し上げております。

こういうことで、大臣からもセンターについては引き続き統合はしない、あるいは公務員型で今の機能を維持して業務をしっかりとやっていく。こういうことでご説明をしておるところであります。

ただ、いろいろ行革の議論の中で情報共有とか、連携強化、こういうことを前向きに進めていこうということで、具体的には国民生活センターのパイオネットということでいろいろ情報が入ってきておりますので、こういうものを農林水産消費安全技術センターと連携を図りながら共有して行って、いろいろな情報にすぐ対応できるような体制にしていこう、こういうことを今事務的にも作業を進めているところでございます。

整理合理化計画に盛り込んでございますのは、今の赤い部分のところですが、それ以外のところの最近の情勢もあわせてご説明させていただきました。以上でございます。

松本委員長 それでは、次に生産局種苗課より、種苗管理センターの整理合理化計画案の考え方について、ご説明をお願いいたします。

生産局種苗課長 生産局種苗課長の伊藤でございます。資料4 - 3に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページでございますが、ここに種苗管理センターの業務が掲げてございます。左側の黄色い部分でございますが、大きく3点ございます。まずは、農林水産植物、これが新品種の場合に出願、登録制度がございますけれども、センターにおきまして、品種登録にかかわる栽培試験の実施を行ってございます。

また、2番目でございますが、農作物の種苗の検査ということで、現在種苗の袋におきましては、その健全性を証明するために表示を行っているところでございますが、種苗を収集し、表示内容や発芽率等を検査するといった業務をこのセンターで行っております。

また、3番目といたしまして、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な、これは原原種でございますが、原原種、元種を安定的に供給しているということでございます。

そのほか、調査・研究業務、あるいは遺伝資源情報の保存、増殖業務を行っております。

次に、2ページでございます。こちらに今回の見直しの基本的な考え方、これを掲げてございます。まず、1番目の事務・事業の見直しでございます。この右のところ、ピンクのところに対応内容を書いてございますが、まず第1点は災害対策用に、現在、園芸の種子、これにつ

きまして、災害を受けた際に、その代作用として必要な野菜種子の供給を確保するために種苗会社が災害対策用に保管する種子といったものを持ってございます。それに対しまして、このセンターが毎年保管されている種子の品質の検査を行うといった業務でございます。しかしながら、近年都道府県からのこのような災害対策用の種子を使いたいという旨の要請、あるいは実際に売り渡した実績もないということから、既にこの制度につきましては政策的な役割を終えたというふうに判断してございまして、この種子管理、種子保管そのもの、並びにこのセンターにおきます当該検査業務といったものを廃止するということでございます。

次に、2番目の丸でございますけれども、センターにおきましては、ばれいしょの原原種の生産を行っているところでございます。このばれいしょにつきましては、伝染病あるいは害虫に大変侵されやすいといった特性を持ってございますので、厳格な管理のもと原原種、原種、採種といった、3段階の増殖によって生産者に対して優良種苗を供給するといった体制をとってございます。他方、近年マイクロチューバとっておりますが、器内増殖技術等が開発されてきて、実際に隔離圃場を用いずに原原種の確保といったものが可能となっておりまして、付加価値の高い一部品種で民間企業による商業化が始まっているといった状況がございます。ということから、民間企業におきまして生産意欲のあるような、採算性のとれる原原種につきましては、これを民間移行を進めるといった旨の方針が昨年12月に取りまとめられました規制改革民間開放推進会議に、推進に関する3次答申に既に指摘されてございました。これを受けまして、今回の見直しにおきましてこれを明示化し、積極的に取り組むといったことを示したものでございます。

次に、2番目の組織の見直しでございますが、これにつきましては、第2期中期計画の中に全体で14ある農場のうちの金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編統合するといったことで準備を進めていたところでございますけれども、これをできるだけ可能なものから前倒しをして、西日本農場に対する移管を進め、実際両農場の用地売却等の推進状況を見ながらそれぞれの農場の廃止を前倒し実施していくというものでございます。

次に、3番目の運営の効率化でございます。まず、保有資産の見直しということで、八岳農場におきましては、18年度をもってばれいしょの原原種生産、配布業務、こちらを廃止してございますので、長野県から借り入れております農地を返還するというものでございます。

また、自己収入の増大でございます。ばれいしょの原原種の生産、配布を行っているところでございますけれども、当然作物でございますので、年によりましては生育の変動がある。ただ、都道府県から寄せられました需要に対してきちんと安定的に供給するという意味から、あ

る種余裕を持った生産を行ってございました。また、規格外ということで、大きいもの、小さいものといったものが出てまいります。ということから、従来このように規格外あるいは余剰のばれいしょにつきましてはでん粉、あるいは飼料用として極めて安く販売いたしておりましたけれども、これにつきましても、関係機関と協議の上、できるだけ適正な価格で販売させていただき、自己収入を上げるということを検討してまいりたいというものでございます。

最後4番目は、適切な業務運営の体制整備ということで、内部にコンプライアンス委員会を設置いたしまして、職員の倫理の保持でございますとか、あるいは適正な財務諸表等の作成、事業の効率的な遂行といったものに努めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

松本委員長 それでは、次に生産局畜産振興課長より、家畜改良センターの整理合理化計画案の考え方について、ご説明をお願いしたいと思います。

生産局畜産振興課長 畜産振興課長でございます。資料4-4をごらんください。

家畜改良センターの業務が1枚目にまとめてございます。家畜改良センターは、家畜関係あるいは家畜の飼料に関するさまざまな業務を行っておりまして、これまでもその業務の見直し、合理化、効率化に努めてきたところでございますが、現状では、ここに簡単にまとめましたとおり、大きく7つに区分できるような業務を行っております。

家畜関係といたしましては、1番、2番、それから4番、5番、こういったことになりますけれども、家畜の能力評価、種畜検査、それからBSE問題を契機に始まりました個体識別業務、それから家畜の改良増殖、そういった仕事を担当しておりますし、飼料作物種子、種苗につきましては、3番と6番になりますけれども、種苗検査それからその種苗の増殖、配布といった業務を行っております。さらに最後の7番は、こういった分野の専門家、人材養成といった観点から研修・指導といった業務も一体的に行っているという状況でございます。

2枚目に今回の見直しの基本的な考え方をまとめてございます。大きく3つに分けられますけれども、まず1つ目が家畜の改良増殖に関する見直しでございますが、この中身は2つございまして、右にあります。実験用ウサギの種畜供給業務を廃止するという、それからもう一つはミツバチにかかる業務を廃止する、この2つの見直しを新たに追加的に行います。

それから、2つ目の柱といたしまして、民間競争入札の適用という観点から、中央畜産研修施設の管理運営業務につきまして、平成21年度より民間競争入札を導入することといたしております。

それから、3点目でございますが、業務運営体制の整備という観点から、これは先ほどの種

苗管理センターとも同様でございますが、コンプライアンス委員会を設置して、内部の統制機能の強化という対応をとっていきたいというふうに考えております。

簡単ですが、以上でございます。

松本委員長 次に、経営局金融調整課より、農林漁業信用基金の整理合理化計画案の考え方について、ご説明をお願いいたします。

経営局金融調整課長 金融調整課長の天羽と申します。よろしくお願いいたします。

資料4 - 5に基づきまして、農林漁業信用基金に係る見直しの基本的考え方について、ご説明をいたします。

1 ページ目、農林漁業信用基金の業務について簡単にお示ししております。恐縮ですが省略させていただいて、2 ページ目、見直しの基本的考え方でございます。農林漁業信用基金につきましては、今年の8月に開催された当委員会でもご報告させていただいたとおりでございますけれども、昨年決定されております「勧告の方向性に即した見直し」について、その着実な実施を図っているところでございます。今般の整理合理化計画の策定におきましても、既に決定されている見直し事項につきまして、可能な限り前倒しで実施するとともに、現在具体化に向けて検討中のものにつきましても、着実な実施を図っていくということを盛り込んでいくということで、行革事務局などに説明も行ってまいっております。

現時点の基本的な見直しといたしまして、主なものを5点ご説明させていただきます。事務・事業の見直しの1点目といたしまして、林業寄託業務の見直しがございます。信用基金の業務を見直す観点から、林業寄託業務につきましては、対象資金の廃止により事業規模を縮小するとともに、政府予算の後年度負担や政府保証を抑制するという観点から、寄託原資の調達方法を借入方式から出資方式に段階的に移行していくこととしております。これにつきましては、夏にご説明させていただいたとおりでございます。

2点目でございます。保証料率・保険料率の引き上げでございます。収支改善の観点から、保険料率と保証料率の引き上げを行うこととしております。

なお、林業保証業務の保証料率につきましては、8月の資料に記載しておりましたが、既に今年の10月から前倒しで改定をしております。このため、この資料においては括弧書きで示させていただきます。

3点目、モラルハザード防止策の実施でございます。モラルハザードの防止策といたしましては、従前から基金協会の経営が悪化した場合に毀損してしまう出資金を融資機関でもある農協から受け入れておりますとともに、代位弁済の実施時には一定額を当該農協が負担するペナ

ルティ方式というものをとってきたわけですが、今回これに合わせましてモラルハザード防止の観点とともに、収支改善を図るという観点から、基金協会や信用基金が行う保証事業の保証割合を、100%のものにつきまして80%や70%まで引き下げるといった部分保証の導入なり拡大を行うこととしております。

なお、農業部門の部分保証の導入につきましては、既に本年4月から前倒しで実施済みでございますので、林業の保証料率と同様に、括弧書きにさせていただきます。

4点目、組織の見直しでございます。平成20年度までに検討するということがされております。国の農業共済再保険特会及び漁船再保険等特会の統合につきまして、検討状況を踏まえながら農業災害補償関係業務と漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合して、経費の縮減、業務運営の効率化について進めていくということの検討を行うこととしております。

5点目でございます。業務運営体制の整備でございます。運営の効率化及び自律化に向けて、また内部統制強化の観点から、コンプライアンス委員会、契約審査委員会を設置することとしております。

以上でございます。

松本委員長 それでは、次に、農林水産技術会議事務局総務課より、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センターの4法人の整理合理化計画案についての考え方、これをご説明をお願いします。

技術会議事務局総務課長 農林水産技術会議事務局総務課長でございます。それでは、これから研究開発4法人についてまとめてご説明いたします。資料は4 - 6から4 - 9です。

8月の時点におきまして、4法人共通事項ということで、1点目として、中期目標期間の中間年である平成20年度に研究課題の点検を実施すること、それから2点目として、国と異なる基準となっている随意契約の限度額について、国と同基準に変更すること等整理させていただきました。そのうち、随意契約につきましてはもう措置済みでございますので、今回の整理からは除かせていただきました。ということで、今日は9月以降見直した部分を中心に概要をご説明させていただきます。

まず、資料の4 - 6でございます。農業・食品産業技術総合研究機構です。これは農業生産から加工流通にわたります現場密着型の研究業務等を行っております。これにつきましては、1枚めくっていただきまして、見直しの基本的考え方のうち、夏と違っておりますのは、1点目、下線が引いてある部分でございます。農水省が地域ごとに設置しております連絡会議に新たに独法も参画いたしまして、研究課題設定において都道府県、大学、民間企業等の関係者と

十分に役割分担について議論いたしまして、そのあたりを明確にして、戦略性を持って今後はこの法人についてはやっていきたい、この部分が追加でございます。それ以外の部分につきましては大きな変更はございませんので、省略させていただきます。

次に、資料4 - 7でございます。これは農業生物資源研究所でございます。これはイネゲノムの解析等を基礎といたしまして、最先端のバイオテクノロジーの技術を使った農業面でのいろいろな研究をしているところでございます。1枚めくっていただきまして、今回見直しをしたのは、やはり1つ目、傍線を引っ張ってある部分でございます。ゲノム研究は各国しのぎを削っている部分でございますので、法人、それから大学等と役割分担をしっかりと図りまして、戦略性を持って法人として研究課題の重点化に取り組んでまいりたいと思います。この点が新たに加わった点でございます。それ以外の点につきましては、8月時点と変わっておりませんので、これも省略させていただきます。

次に、資料4 - 8でございます。農業環境技術研究所でございます。これは農業生産の対象となります生物の生育環境の保全とか、さまざまな環境と農業の関係について研究をしている機関でございます。今回の見直しのポイントについて、1枚めくっていただきまして、これも昨今非常に重要となっている部分でございますので、やはり独法と大学、都道府県、民間等との役割分担を明確にして、戦略性を持って課題の重点化を図るということで、新たにこの点を追加してございます。それ以外の点については変更がございませんので、これも割愛させていただきます。

最後に、資料4 - 9でございます。国際農林水産業研究センター、これは開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する試験研究、国際共同研究等を行っているところでございます。日本の国際貢献の一つの柱ということで、農林水産分野で活躍しております。1枚めくっていただきまして、これについても新たに加わった部分は、やはり関係のところと同じような分野で違った観点からいろいろやっているところがございますので、そこしっかりと役割分担を図って、独法としての課題の重点化を今後やっていこうと考えております。この点が追加でございます。それ以外については特に変更はございませんので、省略させていただきます。

以上です。

松本委員長 次に、林野庁研究・保全課より、森林総合研究所の整理合理化計画案の考え方について、説明をお願いいたします。

林野庁研究・保全課長 林野庁研究・保全課長の渋谷でございます。森林総合研究所について、ご説明いたします。

森林総合研究所につきましては、本年4月、森林総合研究所と林木育種センターの統合により発足いたしました研究法人でございます。業務内容につきましては、前回お示しいたしましたものと変更ございませんので、省略させていただきます。2ページ目をごらんいただきたいと思います。見直しの基本的な考え方でございますが、8月にお示しいたしました案からの変更点は3点ございまして、アンダーラインをつけた部分が変更部分でございます。1点目は、林業技術の実証試験あるいは森林における水流出モニタリング等を実施しております93のフィールド試験地のうち一定の成果が得られた箇所3割減の前倒しを行うということで、箇所を見直しまして増やしているということでございます。2点目は、林業研究開発推進ブロック会議等を通じた都道府県、大学、民間企業など関係機関との連携の推進と、課題設定におきまず役割分担を徹底するというところでございます。それからもう一つが追加でございますが、研究課題の重点化に向けた点検を20年度に実施するという、3点を変更しております。それ以外の点については前回と同様でございますので、省略させていただきます。

以上でございます。

松本委員長 次に、水産庁研究指導課より、水産大学校、水産総合研究センターの整理合理化計画案の考え方について、ご説明をお願いいたします。

水産庁研究指導課長 研究指導課長の花房でございます。資料4-11でございます。水産大学校、これは下関にあります四年制の大学でございます。業務内容は、水産業を担う人材の育成という業務を行っております。

見直しの基本的考え方ですが、これは夏にお示しいたしたものと基本的に変わってございません。この3点、講座数の削減と、それから学科の一部改組、それから競争入札、推進委員会の設置でございます。

次に、資料4-12でございますが、水産総合研究センター、横浜に本部がございます。主な業務は3点、研究開発業務、水産に関する総合的な研究、それからサケ、マスのふ化及び放流に関する業務、それから海洋水産資源の開発と利用に関する業務という、主な3つの業務を行っております。次のページでございますが、見直しの基本的考え方、夏以降に変更になったところは、下線で引いております一番上の四角のところでございます。水産業関係研究開発推進ブロック会議等を通じて、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進するとともに、課題設定においても役割分担を徹底する。それから、平成20年度に研究課題の重点化に向けた点検を実施するということになっております。

以上でございます。

松本委員長 以上、各法人からご説明がございました。それでは、ただいまからご説明に対する質問をお受けしたいと思います。

手柴委員 いろいろな独立行政法人でコンプライアンス委員会の設置という言葉が出てきますけれども、これは農林水産省として所管の独法のコンプライアンス委員会の目的あるいはその設置の業務、役割、そういうものをかなり統一したものをお考えなのでしょうか。コンプライアンスといっても非常に幅が広いものですから、もう少し中身を説明していただければと思っています。

松本委員長 それでは、文書課長からお願いできませんか。

文書課長 コンプライアンス委員会につきましては、端的に申し上げまして緑資源機構の一連の不祥事、こういったものの反省の上に立って、特に我が省につきましては全独立行政法人に対して設置して、内部統制をしっかりとしていかなければいけない、まずこういう発想でやっております。その内容でございますが、恐らく、全く同じになるとは思ってはおりません。やはりそれぞれの法人でいろいろな規模、あるいは人員、あるいは組織が非常に多岐にわたっているようなところもございますので、それぞれのものに応じた形でできていくのではないかと考えておりますが、ただ、しかしながら今先生おっしゃいましたように、我々このコンプライアンス委員会というものが有効に機能していかなければいけないと思っております、当方が独立行政法人、農水省全体の取りまとめの窓口でございますので、各独立行政法人の委員会の構成でありますとか運営状況、こういったものについてはしっかりと監督していきたいというふうに考えているところでございます。

手柴委員 ぜひ監督監査をお願いしたいということ。あるところでは契約関係は別の委員会というようなことがございますけれども、先ほどご説明のあったように、独法のそれぞれの性格は違いますので、ある独法のコンプライアンス委員会の中には、例えば契約関係の監査みたいなものも含まれると考えてよろしいですか。

文書課長 そういうものも全部含めてやる。それとは別にまた監査機能の強化といったものもございます。コンプライアンスの問題につきましては、今非常に、例えば今日は消安局の総務課長がきておりますが、表示問題で各食品企業のコンプライアンスの問題等ございまして、このコンプライアンスというのは言うがやすしでございます、実行は非常に地道にやらなければいけません、かなりマンネリ化している面が各企業見られたのではないかとといったような、そういった問題意識も私ども持っております、これについてはしっかりしたものになるように考えていきたいと思っております。

小林委員 法令遵守というのは非常に重要なことだろうと思います。まず、整理合理化計画というものはどういう法令に基づいて粛々と行われているのか。その辺のことから聞いてみたいと思います。

文書課長 確かに独法の通則法で5年ごとの見直しといったものは基本原則でございますが、それはあくまでも基本原則でございまして、今回の一連の各独立行政法人をめぐるさまざまな情勢にかんがみまして、内閣として途中であっても見直しはいけないわけではないということで、抜本的な見直しを行うということで始まったものがこの今回の独法の整理合理化計画の作成ということでございます。

小林委員 そもそも独法に関する法律というのは通則法と個別法があり、独法の設置・改廃、事務・事業の見直し及び運営の根拠となる法令はこの2つだけだろうと思います。法令を見る限り、目標の見直しあるいは組織の見直しは35条に基づく見直ししかないというふうに私は思っています。例えば、この間行政改革担当大臣が厚生労働大臣に直接会って、一研究独法の廃止の合意を得たことが報じられましたが、私はこれを見ていて、ある意味ではこれは法令に違反するのではないかと感じました。つまり、一方でコンプライアンスといいながら、大臣らが法令を無視したような行動をしているわけです。こういう現実をどう思いますか。農水大臣には決してそういうことをしてもらっては困る、私はそういうふうに思っていますが如何でしょうか。

文書課長 それは先生おっしゃっていただきましたように、私ども今緑資源機構は廃止することにいたしておりますが、ただ、緑資源機構の残されている事業そのものにつきましては、これは有意義なものであると思っております。その上で、今回の見直しにつきましては、通則法ではなく、緊急的な場面での見直しでございまして、それを行うにしても、例えば事務・事業、あるいは組織の見直しを行うにしても、法律改正が必要になります。やはり通則法の例外としてのそれぞれの個別の法律改正ということで、国会での審議をお願いするわけでございまして、それはそれなりに法改正のプロセスにもっていくということで、法令遵守にのっとって行われていると考えております。しかし、その反面、先生のおっしゃっていただきますように、いろいろな関係者からのお話を聞きますと、5年ごとの目標なり計画の中でこつこつ計画的にやっているものを、突然覆すといったようなことについては、これはやはりいろいろな障害があるかと思っております。農水大臣におきましても着実な事業成果を上げていくということは、これは必要不可欠であるということで、先ほど来からいろいろな農水大臣と行革大臣との折衝や何かが行われていますが、粘り強くそうしたことについて主張していただいているとい

うのが現状でございます。

小林委員 少なくとも、行政改革に関する法律に沿って通則法がつくられて、独法が設置されたわけです。それがつくられた元になる法律は行政改革の法律かもしれないけれども、それに基づいて通則法というのができた限りは、独法は通則法に基づいて設置改廃がなされるべきであろうと思います。それを上回る法律がどこかにあるとすれば、それは憲法しかないと思うのですが、通則法は決して憲法に違反していないと思います。だから、大臣間の交渉とはいえ、法令を遵守しない方法によって独法の改組が行われるというのは極めて危ういことだろうと思います。ですから、厚生労働大臣には大いに失望したのですが、大臣こそ法令に基づいて行動して欲しいものです。およそ行政の作為というのは、すべて根拠法令に基づかなければいけないと思います。そのことを強く農水省としては主張していただきたいと思います。

松本委員長 そのほか、ございませんか。

この議題は、ご承知のように皆様からの質問をお聞きするというにとどめておりますので、何かありましたらどうぞ、ございませんか。

それでは、ほかに意見がございませんので、各法人の整理合理化計画案の考え方についての説明は以上をもちまして終了させていただきます。

それでは、以上をもちまして本日予定しております議事はすべて終了いたしました。全体を通しまして何かご意見・ご質問がございましたら今お願いいたします。

それでは、ご意見・ご質問がございませんので、最後に事務局から連絡事項がございますので、よろしく申し上げます。

文書課長補佐 最後に、本日の評価委員会の議事につきましては、議事規則に従い、議事録にて公開とさせていただきます。議事録ができ上がり次第各委員の皆様にご確認していただいた上で、農林水産省のホームページにおいて公開することといたします。資料の公開につきましても同様となりますが、冒頭にも申し上げましたとおり、見直し案及び整理合理化計画案については、現在検討の途中ということでございますので、資料につきましては委員限りとしていただきますようお願い申し上げます。

また、中期目標期間終了時の見直しに係る今後のスケジュールでございますけれども、本日の見直し案について今後特段の変更がなければ来週中にも総務省に農林水産大臣見直し案を提出いたしまして、政・独委での意見聴取が行われた後行革推進本部の議を経て見直し内容を決定するという流れになってございます。

また、本日の資料につきましては卓上にそのまま置いていただければ事務局で後ほど送付す

るよう手配させていただきます。

以上でございます。

松本委員長 それでは、以上をもちまして本日の評価委員会を閉会させていただきます。委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、熱心なご審議を賜り厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

午後 3 時 0 2 分 閉会